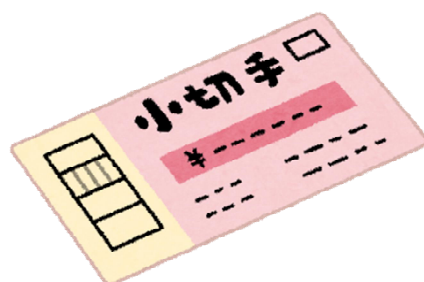


広島県

入札保証金・契約保証金の納付に係る 手形・小切手の取扱いについて

手形・小切手の

振出日に注意してください！！



令和9年度初を目処に手形・小切手の交換を廃止することとし、各金融機関において取組が進められているところです。

それに伴い、各金融機関において順次、最終振出期限が設定されていますのでご注意ください。

「最終振出期限」を過ぎて振り出された手形・小切手は、

入札保証金・契約保証金の納付に使用できません。

事業者の皆様へのお願い

- 手形・小切手を使用する場合は、
各金融機関で定められた「最終振出期限」を確認のうえ、
手形・小切手に記載の振出日が最終振出期限内であることをご確認ください。
- 手形・小切手以外の納付の方法としては、
 - ・現金（持参、納付書による納付）
 - ・金融機関の保証
 - ・保証事業会社の保証などがあります。



お問い合わせ先

- 個別の案件に関する納付方法については、発注所属にお問い合わせください。
- 本チラシに関するお問い合わせ先
広島県会計管理部契約・調達管理課 契約管理グループ 電話082-513-2140